

○坂下賢副委員長 続いて、公明党県議団の質疑を行います。

なお、質疑時間は、答弁を含めて二十分です。横山のぼる委員。

○横山のぼる委員 公明党県議団の横山のぼるでございます。

令和四年度予算案について、大綱五点にわたり質疑をさせていただきます。

大綱一、がん対策の推進について。HPV、ヒトパピローマウイルス、子宮頸がんワクチンの接種については、これまで平成二十五年六月十四日付厚生労働省健康局長からの勧告により積極的な接種勧奨は差し控えられていましたが、令和三年十一月二十六日付厚生労働省健康局長通知により積極的な接種勧奨の差し控えが解除され、市町村は個別の接種勧奨を接種体制の整備を進めた上で、基本的には新年度の令和四年四月から順次再開することとされています。この通知に基づき、県内全ての市町村が速やかに、国からの通知で例示されている、令和四年度については、十三歳になる女子、十六歳になる女子に限定せずに、全ての定期接種対象者・保護者に個別通知による接種勧奨が行われるよう、県が市町村に対し助言すべきと思いますが、知事の御所見をお伺いいたします。

○伊藤哲也保健福祉部長 ヒトパピローマウイルス感染症ワクチンについてですけれども、平成二十五年四月に予防接種法上の定期接種の対象とされたものの、副反応の発生頻度等に鑑み、同年六月に国から市町村において積極的な接種勧奨を行わないよう国から通知されたところからです。その後、ワクチンの安全性が認められましたことから、昨年十一月の国の通知により、原則として今年四月から予診票の個別送付による接種の個別勧奨を行うこととされ、その対象は来年度に十三歳から十六歳となる女子とされており、また、来年度に十七歳から二十五歳となる女子については、公平な接種機会の確保の観点から、時限的に従来の定期接種の対象年齢を超えて接種を行うキャッチアップ接種を実施することとされ、具体的な方法については、後日国から示されることとなっております。県としましては、こうした国の方針に従いまして、来年度に十三歳から十六歳となる女子に対する個別勧奨の推進や接種体制の整備について市町村に助言等を行ってまいりたいと考えております。

○横山のぼる委員 ぜひ、全てのところにおいて、令和四年度中に、十三歳から十六歳の接種対象年齢に、個別に通知ができるということを市町村に助言することです。

解してよろしいでしょうか。

○伊藤哲也保健福祉部長 国の通知の中でもできるだけ早期にということ、例えば年齢の高い者から順次などと書いております。市町村の実情、それから国の今後の指導等を見ながらしつかり助言してまいりたいと考えております。

○横山のぼる委員 接種の積極的勧奨の差し控えにより、接種機会を逃した方が存在します。先ほどのお話にもありましたけれど、こうした方を対象に時限的に従来の定期接種対象年齢を超えて接種を行うキャッチアップ接種対象者への接種について、対象者への周知、勧奨方法を国で検討中ですが、平成九年度生まれから平成十七年度生まれの九学年の対象に対し、令和四年四月から令和七年四月の三か年の短期間での接種となりますので、全ての対象者に個別による情報提供をするよう市町村と申合せを行うべきと思いますが、県のお考えをお聞きます。

また、既に個人負担で接種を受けた方々に遡及しての公費負担を国に求めるべきと思いますが、併せて県の考えをお伺いします。

○伊藤哲也保健福祉部長 お話しのキャッチアップ接種対象者への周知や勧奨方法については、国の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、当該ワクチンの有効性や安全性を丁寧かつ確実に情報提供することが重要であるとされておりまして、その具体的な方法は国から追って示されることとなっております。また、定期接種の対象年齢外のため、自己負担で接種を受けた方の費用の取扱いについては、今後の国の動向を注視してまいりたいと思います。県としては引き続き、国の方針を踏まえて、市町村に対し情報を適時適切に伝えてまいります。

○横山のぼる委員 国で検討中ということで、それに基づいた形で対象者に周知を行うということでしたが、キャッチアップ接種の対象者などの周知についても、全ての対象者に令和四年度中などにできるだけ速やかに個別接種できるように、市町村と協議していただきたいと思いますので、併せて要望したいと思います。

続きまして、令和三年十二月二十八日の厚生労働省健康課長通知に基づき、接種後有症状者からの相談支援体制、相談窓口の設置や協力医療機関の確保を行い、市町村に周知すべきと思いますが、県のお考えをお伺いいたします。

○伊藤哲也保健福祉部長 市町村では、子宮頸がん及び当該ワクチンの基礎知識に係る

相談窓口を設けており、また、県においても市町村窓口を紹介しているほか、ワクチン接種後に症状が生じた方の相談対応のため、保健福祉部と教育庁に相談窓口を設置しているところです。また、県では平成二十六年十月から接種後に生じた症状の診療に係る協力医療機関として、東北大学病院等を指定しているところであり、引き続きワクチン接種の実施主体である市町村への周知に努めてまいります。

○横山のぼる委員 四月からそういった個別の接種勧奨が始まるということで、相談窓口とか協力医療機関については、明確に文書で市町村に通知すべきと思いますが、見解をお伺いいたします。

○伊藤哲也保健福祉部長 先ほど御質問いただきました、個別勧奨、あるいは個別通知の仕方なども含めて、今後国の通知や指導等があると思います。そういったことも含めて、県内の各市町村に指導してまいりたいと考えております。

○横山のぼる委員 大綱二、マイナンバーカードの普及についてお伺いいたします。

マイナンバーカードの取得率については、二〇二二年一月末までの宮城県民四一・一％、二〇二〇年度末まで全国の国家公務員、国家安全保障に係る機関を除きで七八・四％。宮城県の県警職員九九・九％、それに対して県職員は二〇二一年九月末まで四七・八％となっています。県民の取得率向上に向けて、イベント会場におけるの広報活動や、出張申請受付などを行うとしていますが、県民への普及に合わせて、職員の取得率を伸ばすために、県職員対象に県庁内での出張申請や強化月間を設けるなどの取組や職員証とマイナンバーの連携などの検討も必要ではないでしょうか。

○村井嘉浩知事 県では、マイナンバーカードの取得率向上のため、来年度はイベント会場等に出張ブースを設けて、その場で申請を受け付けるなど、県民のカード取得への取組を強化することとしておりまして、県職員につきましても取得率の向上が必要だと考えております。これまで、令和元年九月地方職員共済組合において、マイナンバーカードの取得推進のため、交付申請書等を組合員に配布するとともに、令和元年十月及び令和二年三月にも職員の取得勧奨について、所属長宛て通知をしたところがあります。

また、昨年十二月には、仙台市との連携により、出張申請受付も実施いたしました。マイナンバーカードと身分証明書との連携につきましては、カードの普及やセキュリティ対策などへの効果も見込まれることから、他県における活用事例等も収集してまいり

たいと考えております。今後も、職員の取得推進に向けた取組を検討してまいりたいと考えております。

○横山のぼる委員 職員についても様々な取組がなされているということ、実態を聞くことができました。ただ、なかなか取得率が進んでいないというところもございますので、県民の今年度の取得目標が八〇%、来年度は一〇〇%という形なので、せめて職員はそういった目標に追いつくように、しっかりと県庁内での更なる取組を進めていただきたいと思います。また、警察庁は、運転免許証とマイナンバーカードの一体化についても、二〇二五年、令和七年三月末に全国で実現すると伺っておりますが、本県のマイナンバーと運転免許証との連携についてはどのような見込みとなっているのか、警察本部長にお伺いいたします。

○猪原誠司警察本部長 ただいまもお話ございましたが、令和三年十二月二十四日、政府においてデジタル社会の実現に向けた重点計画が閣議決定され、その施策の一つとして、令和六年度末にマイナンバーカードと運転免許証の一体化が開始される見込みであると承知しております。現在、警察庁において必要な作業を進めていると承知しておりますが、県警察といたしましては、警察庁との連携・調整を図り、適切に対応してまいります。

○横山のぼる委員 国のそういった動きと連動して、マイナンバーカードとの一体化も進めるという話だと思いますが、来年、健康保険証の連動と合わせて運転免許証も連携することになるということで、活用範囲が大分広がるということは大歓迎でございます。このようなことを、マイナンバー普及促進のために県民向けにもっとPRすべきだと思いますので、よろしく願いたいと思います。

続きまして、大綱三、デジタル化の推進について。デジタル弱者への対策として実施する高齢者デジタルデイバイド事業では、モデル地区を選定し、高齢者が集う場において、高齢者のデジタルスキルの向上につなげるとしています。若者のデジタルスキルを高齢者などデジタル弱者に活用するために宮城大学など県内の大学と連携して、学生が高齢者へのデジタルスキルのサポートを行う体制づくりを行うとともに、国のデジタル支援員のような県独自のデジタル弱者をサポートする人材を育成してはどうかと思えますが、御所見をお伺いいたします。

○志賀真幸企画部長 社会全体のデジタル化が進んでいく中で、デジタル格差の解消は非常に重要な課題でございます。特に高齢者などへの支援が行き渡ることが急務になっていると思っております。このため県では、来年度、御紹介いただきましたが高齢者向けに県内各地でセミナーを開催するとともに、モデル地区を設定して、様々な技術を体験していただく事業を実施することとしております。この事業の実施に当たりましては、国における事業の展開も踏まえながらということになりますが、より効果的かつ継続的な取組をしていく観点から、県内の大学生を含めた地域の人材によるサポートも可能となるように、関係団体とも協議をしていきたいと思っておりますし、できますればセミナーを受講した高齢者の方々にも、周囲にデジタル技術のすばらしさを伝えていただく存在になっていただけるような事業にしたいと思っておりますので、更に検討を進めてまいりたいと思っております。

○横山のぼる委員 大学生も含めた形で連携をしながらという話でございましたが、特に若者が高齢者に教えるという機会もすごく大事だと思っておりますので、できれば大学と協定を結ぶとか連携をしっかりと深めながらやっていただきたいと思っております。いずれデジタル化の流れは必要でございますので、教える人材を確保しないことには、デジタル難民が出てしまうと思います。早急にスマホを教える講師の育成の流れが見えるような体制作りとか、国のやっているデジタル支援についてはどうなっているか、県でもなかなか実態が把握できないということもありましたので、そういった流れをしっかりと見えるようによろしくお願いしたいと思っております。県庁内のデジタル人材専門職については、デジタルみやぎ推進アドバイザーが一人委託されておりますが、アドバイザーの委託の増員やIT職員の採用などを検討するべきと思いますが、御所見をお伺いします。

○志賀真幸企画部長 デジタル技術に精通した民間人材の活用ということでございますけれども、県のデジタルみやぎ推進アドバイザーにつきましては、勤務日数も今年度から増やしております。日常的にデジタル技術の活用について相談できる環境を整えておりますほか、研修の講師としても精力的に御協力をいただいているところでございます。併せましてデジタル施策を推進していくに当たりましては、これまでも大学ですとか民間企業等の有識者に御協力をいただきながら、有効な取組を検討してきたと

ところでございまして、今後もこういった様々な形での外部人材の活用を図ってまいりたいと考えております。また、ITに関する高度な知見を有する職種の採用につきましては、国や他の自治体の取組も参考にしながら、課題や効果を検証して、今後の対応を検討してまいりたいと考えております。

○横山のぼる委員 外部講師も含めた形で行っているということですが、アドバイザー一人で十分かというところと疑問が残りますので、本気で進めるのであれば、アドバイザーも増やしながら、しっかりと県庁内の行政のデジタル化も進めていただきたいと思っておりますので、考えていただきたいと思います。

新生児聴覚検査についてお伺いいたします。新生児聴覚検査については、執行部はじめ関係機関の方々の御尽力により、令和四年度から二十三市町で県医師会と集合契約、二町で単独契約や助成を行い、仙台市医師会と契約を結ぶ予定の仙台市を含め二十六市町で、初回検査の公費負担が開始されることとなります。県内全市町村が公費助成に踏み出せるように、公費助成を行っている全市町村に対して補助の検討を求めますが、県のお考えをお聞きたいします。

○伊藤哲也保健福祉部長 新生児聴覚検査は、聴覚障害の早期発見・早期支援のために重要でありまして、公費助成を含めた基本的な対応については市町村が行うこととされ、地方交付税により所要の財政措置が講じられております。県としては、市町村における公費助成の促進に向けて課長会議や担当者会議において呼びかけるとともに、県医師会と市町村の集合契約に向けて受診券の調整などの助言を行ってきたところであります。

これらの結果、公費助成を行う市町村は、昨年度七市町だったものが、今年度、お話のように二十六市町に拡大する予定でありまして、今後も公費助成を実施していない市町村に働きかけるとともに、新生児聴覚検査事業対応マニュアルを改定して、市町村が検査結果を適切に把握し、早期支援につなげられるよう県として助言指導してまいりたいと考えております。

○横山のぼる委員 大分公費助成が進んでまいりましたので、もう一步の努力をよろしくお願いしたいと思っております。

最後、騒音対策について、昭和の時代には工場等が騒音の発生源でしたが、工場や機械、橋梁等の騒音対策が進んできたため、平成以降はエコキュートなど、家庭用機器

等からの低周波騒音被害の件数が急激に増加しております。騒音についての相談窓口は市町村がありますが、低周波騒音の理解不足もあり、住民の苦情に対応できないのが実態です。測定器の貸出しにたどり着くまでにも相当な時間がかかっているケースもあります。県において対応方針の整備や条例の制定を行い、各市町村が低周波騒音に適切に対応できるような相談体制の強化を求めますが、知事の御所見をお伺いいたします。

○鈴木秀人環境生活部長 低周波音の問題でありますけれども、この問題はそれを体感する個人差が非常に大きいということもありまして、評価方法がまだ確立されておられません。国では、基準値ではなく低周波音によるものかどうかを判断する目安となる値を示していると、これが現状でございます。そしてまた、その対応といたしまして、苦情申立ての受付から解決に至る道筋における具体的な方法等を示した手引書や全国各地の低周波音をめぐる相談事例集等を公表いたしましたして、地方公共団体等が適切に対応できるよう支援しているという状況でございます。一方、県におきましては、市町村単独での対応が困難な場合には、市町村からの要請に応じまして、技術的な助言や測定機器の貸出しなどの協力を行っております。そしてまた、毎年になりますけれども、市町村等の担当者を対象に低周波音の問題をはじめとする公害苦情に係る研修会を開催しているというような状況でございます。いずれにいたしましても、低周波音の問題は、個人々が置かれている状況によって、非常に大きく変わるといえることがありまして、個人々のケースに即して市町村が適切に対応できるよう、県として支援してまいりたいと思っております。

○横山のぼる委員 低周波については、十人に一人しか感じない部分があったりとか、個人の何ていうのでしょうか、感じ方が違うというところで、なかなか評価しづらいところもあって、市町村に相談してもそれが実際どう対応したらよいか分からないというところであったりとか、測定器を借りようとしても、誰が実際測るんだと。行政が測ってしまえば結局、民・民の中に行政が干渉してしまう、入ってしまうというところもあって、その測定器を借りるのにも、なかなか大変な状況もあるということ、最終的には、そういった苦情、相談、そういう症状をお持ちの方は、泣き寝入りするしかないという状況もあるので、そういったことも国と連携しながら、しっかりとその対応の方針を明確にさせていただきたいと思っております。特に、民・民になりますので、エ

コミュニティとか、そういった問題がありますので、そういったことを整備しながらしっかりと市町村の理解が進むような講習もしていただきながら進めていただきたいと思いますが、部長よろしくお願います。

○鈴木秀人環境生活部長　ただいまいろいろ問題提起されましたその点につきましては、県といたしましても、具体的な例に即しましてどう対応すべきか、そこは市町村からのオーダーに応じまして、これから考えてまいりたいと思います。

○横山のぼる委員　終わります。ありがとうございました。